

お客様、お取引業者様 各位

令和2年5月11日



**緊急事態宣言延長に伴う弊社の対応について**

このたび日本政府の緊急事態宣言が5月31日まで延長されることが発表されました。これを受けまして、弊社といたしましても、5月11日(月)~5月31日(日)までの間、従業員の在宅勤務期間の延長を行いますので下記の通りご案内をさせていただきます。

記

■期間：2020年5月11日(月)~5月31日(日)

■内容：全従業員を対象に、原則「在宅勤務」とさせていただきます

■期間中のお問い合わせ先

●電話：電話のお受付時間を10:00~17:00と短縮させていただきます

●電子メール：info@meiho-prop.jp

担当者、担当部門宛てのメールについては、通常通り各担当者にてご対応させていただきます

以上

最後に、弊社といたしましても、安全・快適な住環境を整えるために、最善を尽くしてまいります。一時的にご不便、ご迷惑をおかけする可能性がございます。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。